

外国税額控除に関する明細書 (書き方については、控用の裏面を読んでください。)

(平成25年分以降用)

(平成 年分)

氏名 _____

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			(外貨)) 円	(外貨)) 円
			(外貨)) 円	(外貨)) 円
			(外貨)) 円	(外貨)) 円
計	/	/	/	/	/	/	円	円 (A)

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			平成 年分	. .	(外貨)) 円
			平成 年分	. .	(外貨)) 円
			平成 年分	. .	(外貨)) 円
計	/	/	/	/	/	/	/	円 (B)

(A)の金額が(B)の金額より多い場合 (同じ金額の場合を含む。)

(A) 円 - (B) 円 = (C) 円 → 6の「(I)」欄に転記します。

(A)の金額が(B)の金額より少ない場合

(B) 円 - (A) 円 = (D) 円 → 2の「(D)」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額		
年分	① 前年繰越額	② ①から控除すべき③の金額
平成 年分 (3年前)	円	円
平成 年分 (2年前)		円 (G)
平成 年分 (前年)		円 (H)
計	円 (E)	円 (I)
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	④に充当された前3年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額 (④ - ⑤)
円 (D)	円 (E)	円 (F)

→ (G)、(H)、(I)の金額を5の「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

→ 雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
所得総額	②	
国外所得総額	③	
控除限度額(①× $\frac{③}{②}$)	④	

2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(詳しくは、**控用の裏面**を読んでください)。
 2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(詳しくは、**控用の裏面**を読んでください)。
 2の⑥の金額がある場合には、その金額を含めて計算した国外所得の合計額を書きます。

5の「⑤」欄及び6の「⑨」欄に転記します。

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	⑤	円
所得総額	⑥	
国外所得総額	⑦	
控除限度額(⑤× $\frac{⑦}{⑥}$)	⑧	

3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

3の「②」欄の金額を転記します。

3の「③」欄の金額を転記します。

5の「⑥」欄及び6の「⑩」欄に転記します。

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算									
控除限度額	所得税	③の④の金額	⑤	円	所得税	(⑤-⑥)	⑦	円	
	復興特別所得税	④の⑧の金額	⑧		道府県民税	(⑧+⑨-⑩)と⑪のいずれか少ない方の金額	⑫		
	道府県民税	(⑤×12%)	⑬		市町村民税	(⑧-⑩)と⑪のいずれか少ない方の金額	⑭		
	市町村民税	(⑤×18%)	⑮		計	(⑫+⑬+⑭)	⑯		
	計	(⑤+⑧+⑬+⑮)	⑰		控除限度超過額	(⑯-⑰)	⑱		
外国所得税額							⑲		
外国所得税額							(1の⑳)の金額		
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細									
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額				
		㉑前年繰越額及び本年発生額	㉒本年使用額	㉓翌年繰越額(㉑-㉒)	㉔前年繰越額及び本年発生額	㉕本年使用額	㉖翌年繰越額(㉔-㉕)		
平成 年分 (3年前)	所得税	円	円		㉗円	円			
	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年分 (2年前)	所得税			円	㉘円		円		
	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年分 (前年)	所得税				㉙				
	道府県民税								
	市町村民税								
合計	所得税		㉚			㉛			
	道府県民税								
	市町村民税								
	計		㉜						
本年分	所得税	㉝	㉞		㉟	㊱			
	道府県民税	㊲							
	市町村民税	㊳							
	計	㊴	㊵						

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額(3の④の金額)	⑨	円	復興財確法第14条第1項による控除税額(⑨が⑩より小さい場合に(⑩-⑨)と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑬	円
復興特別所得税の控除限度額(4の⑧の金額)	⑩		所法第95条第2項による控除税額(5の①の金額)	⑭	
外国所得税額(1の⑳)の金額)	⑪		所法第95条第3項による控除税額(5の①の金額)	⑮	
所法第95条第1項による控除税額(⑨と⑪とのいずれか少ない方の金額)	⑫		控除税額(⑫+⑬+(⑭又は⑮))	⑯	

⑬の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄(申告書Aは㉟欄、申告書Bは㊱欄)の「区分」の口に「1」と記入します。

書 き 方

- 1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第95条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第14条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第41条又は第42条に掲げる書類を添付してください。

外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。

なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第41条第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の④の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。

ロ 「④ ①から控除すべき④の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「④」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑤の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「④」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「②」欄には、次の⑨と⑩の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の

所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得の金額については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。

㉔ 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）

㉕ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。

なお、2の㉕の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。

なお、2の㉕の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。

また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「国外所得総額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄(㉘～㉚)には、「外国所得税額㉙」の金額が「控除限度額」の「計㉙」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㉚」欄には、「外国所得税額㉙」の金額が「控除限度額」の「計㉙」の金額を超えるときに記載します。

ロ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ハ 「控除余裕額」の「㉘本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㉚」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のニの本欄により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ニ 「控除限度超過額」の「㉚本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㉙」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本欄により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

書 き 方 (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)

1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 6 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 5 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。

このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。

(1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方

次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。

イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法第 137 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による納税の猶予を受けている方

ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方

(2) 適用要件

次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。

イ ロの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること。

ロ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限り、2 の(1)において同じです。）を納付することとなること。

2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。

具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。

(イ) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限り、）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限り、）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった金額の合計額を除きます。）を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額

(ロ) 当該外国所得税が当該対象資産の移転(所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。)により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額)を超えるとき 当該計算した金額

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合(1の④の金額がある場合)に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「④ ①から控除すべき①の金額」欄は、「① 前年繰越額」から控除する「④」欄の金額(最も古い年分の①の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の①の金額を限度とします。)を書き、その控除後の残額(⑤の金額)を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「④」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額(基準所得税額)」欄の金額を転記します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「②」欄には、次の③と④の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。))を加算した金額)を記載します。

③ 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)

④ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めることとし、対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得の金額を含めます。

また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうち占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうち占める「国外所得総額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄(⑧～⑫)には、「外国所得税額⑩」の金額が「控除限度額」の「計⑨」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑫」欄には、「外国所得税額⑩」の金額が「控除限度額」の「計⑨」の金額を超えるときに記載します。

ロ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄に記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ハ 「控除余裕額」の「⑧本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑫」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のニの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額(充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。)を記載します。

ニ 「控除限度超過額」の「⑫本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑨」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。